

議案第 8 1 号 権利の放棄について

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

1 放棄する権利

(平成 3 年 7 月 1 9 日付け契約) 宅地取得資金貸付金債権

2 債務者

A

3 放棄する金額

未払いの元金利息金 2, 2 2 1, 8 4 7 円及びこれに係る違約金

4 理由

主債務者 A が借り入れた第 1 項の貸付金を原資として取得した土地に設定された、本市を抵当権者とする抵当権に基づき担保不動産競売を申し立てたが、売却されなかった。

また、主債務者 A について、破産免責が確定し、第 1 項の債権につき、免責されていることから、同債権を請求することができないこと、連帯保証人 2 名が死亡していることから、これ以上の債権回収が困難であるため。